

第 31 条 救助隊の隊員等

1 現行の指針

人命救助を必要とする災害又は事故が多発する地域においては、救助工作車に搭乗する救助隊員に加えて、地域の実情に応じて必要と認められる数の救助のための要員を配置する。

2 現状と課題

○ 本指針が規定された昭和 50 年には、ほとんどの消防本部に救助隊が配置されていない状況で、社会経済の発展に応じ、通常の消防隊又は救急隊によっては救助しえないか、又はそれらの者の任務とすることが適当でない災害又は事故が多発する傾向にあったため、「救助のための要員」が創設された。

○ その後、救助隊の配置は進み、現在、ほとんどの消防本部に救助隊が配置されており、消防施設整備計画実態調査において「救助のための要員」を配置していると報告している消防本部は非常に少ない。

また、その実態は、大規模な救助事象が発生した場合に応援出動する「庶務のための要員」である。

3 対応策・考え方

常備消防については、実態として「救助のための要員」は配置されていないため、条文（第 3 項）から削除する。

4 条文のイメージ

現 行	改正案
(救助隊の隊員等) 第 3 1 条 (省略) 3 人命救助を必要とする災害又は事故が多発する地域においては、 <u>前 2 項の規定による救助隊の隊員に加えて、消防本部若しくは署所又は消防団に</u> 地域の実情に応じて必要と認められる数の救助のための要員を配置するものとする。	(救助隊の隊員等) 第 3 1 条 (省略) 3 人命救助を必要とする災害又は事故が多発する地域においては、 <u>消防団に</u> 地域の実情に応じて必要と認められる数の救助のための要員を配置するものとする。